

所得算定表

		夫	妻
ア	所得の合計額 [・給与の収入金額 - 給与所得控除額 ・収入金額 - 必要経費]		
イ	一律控除 (児童手当法施行令第3条第1項の控除額)	80,000 円	80,000 円
ウ	雑損控除額		
エ	医療費控除額		
オ	小規模企業共済等掛金控除額		
カ	障害者控除額 (該当者数 × 270,000 円)		
キ	障害者控除額【特別】 (該当者数 × 400,000 円)		
ク	寡婦控除額 ・該当する場合 270,000 円		
ケ	寡婦控除額【特別】 ・該当する場合 350,000 円		
コ	寡夫控除額 ・該当する場合 270,000 円		
サ	勤労学生控除額 ・該当する場合 270,000 円		
シ	イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ+コ+サ		
ス	児童手当法施行令による所得額 (ア - シ)	A _____ 円 (マイナスのときは0)	B _____ 円 (マイナスのときは0)

A と B の合計額が 730 万円未満であれば、助成の対象となります。